

市民政党

草の根

臨時号

<http://kusanone-iwakuni.net/>

2021年9月14日

発行 市民政党「草の根」

代表 井原 勝介

住所 〒740-0017

山口県岩国市今津町

4-11-20

コーポ舛本 1階

電話 0827-21-9808



写真右 市への要請

内容は次の通り。
1 岩国市北河内瓦谷も含めて、幅広く盛土の実態調査を行うこと。

市民政党「草の根」として、山口県と岩国市に對して、盛り土対策に関する緊急要請書を提出した。

2 盛土の安全対策、環境保全も含めた土砂埋立てに関する独自の規制条例を制定すること。

☆調査に關しては、

岩国市の北河内地区の住民たちから建設残土の盛り土の安全性に不安の声が上がり、がっている問題で、政治団体「市民政党「草の根」」は13日、県と市に、盛り土を規制する条例制定などを

関与していない。岩国市は、県の依頼を受けて、関係する盛土1箇所の調査を行った。その際には、排水や亀裂などの異常があるが、9項目のチェック項目に基づいて目視で確認。☆県も市も、公共工事の残土はほとんど公共の処分場で処理。やはり、他県と同じように、

土砂の埋立てに關して、行政は権限を持たず、したがって実態把握もしていなければチエックをしていない。

盛り土規制条例の緊急要請

盛り土規制へ 条例制定要望

岩国の政治団体

中国新聞 9月14日朝刊より

求めた。

井原勝介代表たち4人が

市役所を訪れ、市の沖田通

浩農林水産担当部長に要請書を手渡した。井原代表は

条例の早期制定と、住民の声を踏まえた危険な盛り土箇所の実態把握を求め、「民

間工事も含め建設残土は出る。総合的に取り締まる条

例が必要」と訴えた。市の担当者は「法令がないこと

がネック。盛り土点検も県

と協議していきたい」と述べた。

4人はこの日、県岩国県民局にも同様の要請書を手渡した。



写真左 県への要請

総合的に規制する条例が必要だと痛感した。

市担当部長たちに盛り土の規制を求める井原代表(奥右端)たち



写真右 市との協議

